

加須北中学校 PTA 運用規定 (令和 5 年 5 月現在)

PTA 会長選出について

例年 1 月の入学説明会で、または入学説明会までに、会長予定者を選出する。

西暦偶数年度は樋遣川より会長予定者を選出する。

西暦奇数年度は大越より会長予定者を選出する。

立候補者がいない場合、記名投票を過半数に達するまで行う。

最後の二人がちょうど半数同士の得票で決定しない場合等、投票結果が膠着状態になったときは、じゃんけん等のランダムな方法で決定する。

選出された会長予定者は投票用紙を見ることができる。

選出された会長予定者は 1・2 学年時の PTA 総会で副会長、3 学年時の PTA 総会で会長となる。

前会長は一年間、顧問となる。顧問は地区理事との兼務可能。

会長予定者を選出する年度の小学校が、入学式・卒業式の保護者代表挨拶を担当する。

PTA 幹事選出について

例年 1 月の入学説明会で、または入学説明会までに、幹事を選出する。

西暦偶数年度は大越より幹事を選出する。

西暦奇数年度は樋遣川より幹事を選出する。

幹事は 1・3 学年時に会計幹事、2 学年時に庶務幹事となる。

小学校での PTA 会長等が本校の本部役員から免除されるか等は小学校の PTA で決定してもらい、

PTA 本部会は PTA 運用に支障のない限りその決定に関与しない。

会長、幹事は小学校の本部（執行部）との兼務を原則、不可とする。

各委員会について

委員長・副委員長は学級理事および 3 学年時の学級役員から選出する。

広報委員会について

主な仕事は、定期的な広報誌の発行など。

委員長は退任後の一年間、会計監査委員となる。

校外指導委員会について

主な仕事は、通学路の学校パトロールなど。

副委員長は一年間、「母の会」会員となる。

環境整備委員会について

主な仕事は、除草作業、資源回収など。

委員長は退任後の一年間、会計監査委員となる。

学級役員定数の決め方について

1 学年時の学級役員は、例年 4 月の入学式直後の 1 年生保護者会で選出する。

2・3 学年時の学級役員は、例年 4 月の学級懇談会で選出する。

大越地区・樋遣川地区それぞれ、(生徒数-1(会長または幹事))÷3 が定数。

割り切れない場合は、高学年時に定数が多くなるようにする。

例 樋遣川地区の生徒数が 36 人の場合

$$(36-1) \div 3 = 11 \text{ 余り } 2 \text{ なので}$$

樋遣川地区の学級役員は 1 学年時 11 名 2 学年時 12 名 3 学年時 12 名

学級役員よりも本部役員を優先するため、学級役員が予定よりも減ることはある。

例 3 学年時に学級役員をやる予定だったが、弟妹の学年の保護者として本部役員に選出されてしまった。

双子などの場合でも、生徒 1 名につき 1 回役員をする。

学級理事について

選出された学級役員の中から学級理事を選出する。

2 クラスの場合は、各クラスで大越 1 名と樋遣川 1 名。

1 クラスの場合は、大越 2 名と樋遣川 2 名。

1 年時の学級理事は、各委員会の副委員長に配置する。

2 年時の学級理事は、各委員会の副委員長に配置する。

3 年時の学級理事は、各委員会の委員長又は副委員長に配置する。

地区理事について

定数：大越 3 名 樋遣川 5 名

大字(区)ごとに 1 名ずつ選出。選出方法は大字(区)による。

地区理事は顧問との兼務可能。

環境整備委員会の所属となり、主な仕事は資源回収の連絡。

資源回収が中止の時は、地区理事から地区役員に連絡。

地区役員について

地区(耕地)ごとに 1 名ずつ選出。選出方法は地区(耕地)による。

学級理事との兼務可能。

主な仕事は、耕地の方への資源回収の連絡。